

那珂川市キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入業務
(キャッシュレス決済代行業務)
仕様書

令和7年4月

1 業務名称

那珂川市キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入業務（キャッシュレス決済代行業務）

2 履行期間等

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（完了検査、業務実績報告を含む）

本稼働時期は令和 8 年 1 月 1 日とする。

※本業務の支払方法は、本業務完了後、本市による検査の上、令和 8 年 4 月以降に全額を支払うこととする。

なお、本市としては、令和 8 年度以降も本業務の運用・保守業務を計画している。

3 業務の目的

那珂川市（以下「本市」という。）では、住民票や戸籍謄本など、各種証明書の料金について、現金払いのみの対応となっている。近年、キャッシュレス化が様々な場面で進んでおり、現金を持ち合わせていない方が多いため、窓口で支払うことができずにクレームに繋がる現状がある。また、市民アンケートにおいてもキャッシュレス支払いの導入を希望する意見が挙がっており、市民の要望を実現するという視点でも導入を行う必要がある。

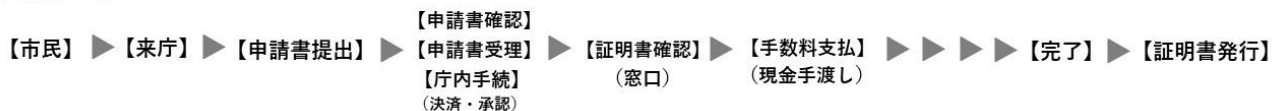
本業務は、支払いに係る所要時間の短縮、非接触による感染症対策、多様な支払方法による利便性の向上させることを目的とし、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及び QR コード決済等）代行の業務において、受注者に求める仕様を示したものである。

4 キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入の流れ

本業務は、下図 a を実装することとする。

なお、下図 b については、別業務にて実装し、令和 8 年 1 月 1 日の同時稼働を目指す。

◆現行の窓口



◆キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入後

a. クレジットカード/電子マネー/QRコードの場合



b. セミセルフレジの場合：別業務



5 業務範囲

(1) キャッシュレス決済端末等の必要機器の調達（動作確認含む）

システム稼働に必要なハードウェア一式（端末、その他付属機器等）の調達について、次の仕様を満たすものを提案すること。

端末やプリンタ等機器のスペック（CPU、メモリなど）については、受託事業者の提案に基づき、本市との協議によって決定する。

なお、上記のハードウェア一式（以下「機器」という。）は、後述「11. 運用保守・サポート」に記載される通りに機器の運用・保守をすること。

また、後述「11. 運用保守・サポート」に記載される通りに機器の運用・保守をすること。

ア 1 台の端末でクレジットカード、電子マネー、QR コードの決済ができること。具体的な決済方法については企画提案書に記載すること。

イ キャッシュレス決済端末は、キャッシュレス決済開始までに、今後、本市が導入を計画している自動釣銭機に連動が可能なこと。

ウ 光回線対応機種であること。また、暗証番号入力用端子、非接触リーダライタ用端子、QR コード読み取り機等、決済に必要な機能を備えていること。

エ 決済手段は以下のものに必ず対応することとし、その他のブランド等の取扱いは企画提案書に記載すること。

① クレジットカード

「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「AMEX」、「Diners」

② 電子マネー

交通系 IC、「WAON」、「nanaco」、「楽天 Edy」、「i D」、「クイックペイ」

③ QR コード

「PayPay」、「楽天 Pay」、「d 払い」、「auPay」

オ キャッシュレス決済端末の表示画面で決済承認済みが確認可能であること。

カ キャッシュレス決済の取引明細レシートが出力できること。取引明細レシートには領収年月日、領収金額及びキャッシュレス決済のブランド名等の印字が可能であること。

キ 取引明細レシートの用紙についてはサーマル印字方式として、オートカット機能を有すること。用紙の補充について、運用保守の範囲外となる場合は参考価格を見積内訳書又は企画提案書に記載すること。

ク PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

ケ QR コード決済については高い精度での読み取りを実現すること。

コ ディスプレイは、支払いの案内操作をする側と支払者側が別画面であり、支払者側は支払額が表示されること。また、次の参考型番相当の機能及び性能を有すること。

【参考型番】JT-C60（パナソニック製）

6 指定納付受託業務

(1) 受託者は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者となること。

- (2) 納付方法は納入義務者等に代わり、立替払いをする「立替払い方式」であること。
- (3) 立替払いは、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払い方法の種類を問わず、本市の指定する金融機関口座へ一括で納付すること。
- (4) 支払滞納者への督促等について本市は一切の関与を行わない。
- (5) 決済1件につき、現金併用や複数の決済手段の混合は行わない。
- (6) キャッシュレス決済による立替金（以下「立替金」という。）の明細及び手数料について、加盟店ごと集計期間ごとの確認ができること。
- (7) キャッシュレス決済事業者との契約については受注者が包括して行い、本市は受注者とのみ契約を行う。指定納付受託業務については、別途単年度契約を締結する。
- (8) 納付に際して以下の点について、提案業者の提案内容を踏まえ、契約時に本市と受託事業者で決定する。
 - ① 決済手数料の取扱い
立替金から決済手数料を差し引いた額の一括納付
 - ② 証明書の種類又は発行する部署別の手数料（収入）の明確化
 - ③ 納付方法及びスケジュール
本市への入金に際しての月ごとの回数や時期
- (9) 納付の振込手数料
本市の指定する口座へ納付の際の振込手数料については受託事業者負担とする。

7 設置場所及び設置数

設置場所	所在地	ハードウェア一式の設置数
市役所（本庁舎） 市民課	那珂川市西隈1丁目1番1号 1階	各1

8 指定納付受託業務の対象となる収入の種類

[参考：令和5年度]

内容	通数（枚）	金額（円）
住民票、戸籍附票交付手数料	15,416	4,624,800
戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	4,849	2,182,050
印鑑登録証明手数料	8,929	2,678,700
臨時運航許可手数料	682	511,500
住民票広域交付手数料	29	8,700
諸証明手数料	2,655	767,140
所得課税証明手数料	2,502	750,600
納税証明手数料	201	60,300
個人番号カード再交付手数料	125	125,000

注）対象となる収入の種類等は、契約後に所管課と協議の上決定する。

なお、上記収入の種類は本業務におけるもので、令和8年度以降は、対象となる収入の種類が増える可能性がある。

9 設置・設定作業

本業務で調達した機器について、

- (1) 機器の設置・設定等、キャッシュレス決済端末等を使用するために必要な作業は受注者の責任で実施すること。
- (2) 電源及びネットワークは、本市で準備する。
- (3) 納品、設置時における機器故障の保証、修理費用、付属品等の費用については受注者で負担すること。
- (4) 各機器の設置にあたり、盗難対策が適切に施されていること。

10 操作研修、マニュアル

- (1) 操作研修については「7 設置場所及び設置数」に記載する設置場所において、実機を用いた操作説明及び研修を実施すること。具体的な研修実施方法等は、本市と調整の上、決定すること。
- (2) 納品前に各機器の操作マニュアルを作成し納品すること。操作マニュアルには、決済取消し時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかり易く記載すること。

11 運用保守・サポート

令和8年1月1日の本稼働を踏まえて以下の点を十分に留意すること。

- (1) 機器の保守について提案によるものとする。また、保守費及びシステム利用料等の支払が発生する場合は、導入時に一括での支払が可能とするなど本市と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務における運用保守及びシステム利用期間は、令和8年3月31日までとする。なお、本市としては、令和8年度以降も本業務の運用・保守及びシステム利用を計画しているため、その後の運用保守及びシステム利用期間は令和12年12月31日までとし、5年経過後に機器を継続して使用する場合、保守体制等については必要に応じて本市と協議するものとする。
- (3) 定期的に休日開庁業務を実施することも踏まえ、365日利用できること（保守運用等のための計画停止を除く。）。なお、利用時間は、本市の開庁時間に準じるが、庁内の処理作業を夜間に行う場合があるので留意すること。
- (4) キャッシュレス決済の運用に必要な消耗品（ロール紙等）については、初回動作分は無償で提供することとし、導入後は本市の負担とする。ただし、他に提案がある場合は、この限りではない。
- (5) システムの操作方法等の問合せについては、電話・電子メール等で迅速に対応すること。
- (6) 機器の故障が発生した場合は、基本的に機器保守の範囲で当日中に保守対応の人員が訪問の上対応する。ただし、機器の故障の程度により、当日対応が困難な場合は、本市と受託事業者の協議により対応を決定する。
- (7) バージョンアップ等により各種設計書及びマニュアル等の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに改訂版を提示すること。
- (8) 修理対応について保守対象外となるケースがある場合は企画提案書に記載すること。
- (9) ヘルプデスクによる問合せ対応など、トラブル発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

12 セキュリティ

- (1) 受注者は誠実かつ公正に職務を遂行し、個人情報その他の情報資産の取扱いにあつては「個人情報保護に関する法律」等を遵守すること。
- (2) 受注者は、本業務中に知りえた秘密を本市の承諾なく、第三者に漏らさないこと。
- (3) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は、本業務以外の目的で使用しないこと。
- (4) 利用者の個人情報や取引情報等及び本市の加盟店情報等が安全に管理されるとともに安定して稼働するシステムにより提供されるキャッシュレス決済サービスであること。

13 納品物

本業務における納品物は以下のとおりとする。なお、提出にあたっては、紙媒体 1 部及び電子媒体 (CD-ROM) 1 枚を納品すること。

- (1) 調達機器一式
- (2) キャッシュレス端末に係るマニュアル又は取扱説明書
- (3) 業務報告書
- (4) 完成写真

設置前、設置後の写真を撮るものとし、機器、ケーブル等の写真を撮影すること。また、その他本市の指示に基づき、必要な写真を撮影すること。

14 その他

- (1) 契約締結後速やかに業務計画書 (様式任意) を作成し提出すること。業務計画書には、業務内容、責任者名及び担当者名、工程表 (スケジュール) を記載すること。
- (2) 受注者は業務の進捗状況について、発注者に適宜報告すること。
- (3) 本業務の進捗報告や仕様検討等、必要に応じて会議を開催すること。会議の場所は、原則として本市庁舎内とする。また、会議の議事内容、協議内容及び結果については議事録を作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、作業日時について本市と十分な協議の上行うこと。また、機器類の停止については、事前に本市と打ち合わせを行った上で行うこと。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

15 事務局・契約先

那珂川市総務課 DX 推進担当

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈 1-1-1

電話：092-953-2211

メール：jyohou@city-nakagawa.fukuoka.jp